

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

ページ

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十九号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の六の見出し中「農地保有合理化促進事業に係る」を「農地保有合理化人等の」に改める。

第七十七条の二第一項第五号中「第八十条」を「第四十七条」に改める。

附則別記第二号様式備考第一号中「第23条の7第8項(中)」を「第23条の7第9項(中)」に改める。

附則別記第三号様式備考第一号中「第23条の7第11項」を「第23条の7第12項」に改める。

附則

この規則は、岐阜県税条例の一部を改正する条例(平成二十一年岐阜県条例第四十九号)の施行の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十一年十月七日

平成二十一年十月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社